

生活支援型訪問サービス重要事項説明書

あなた（利用者）に対する生活支援型訪問サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者の名称	公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター
主たる事務所の所在地	〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1
代 表 者 名	理事長 竹内 道夫
電 話 番 号	0 5 2 - 8 4 2 - 4 6 8 8

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	名古屋市シルバー人材センター訪問介護事業所	
サ ー ビ ス の 種 類	生活支援型訪問サービス	
事 業 所 の 所 在 地	〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1	
代 表 電 話 番 号	0 5 2 - 8 4 2 - 4 6 8 8	
指定年月日・事業所番号	平成 2 8 年 6 月 1 日	2 3 A 0 7 0 0 0 2 2
管 理 者 の 氏 名	瀬音 秀幸	
サービスに関する問合せ先	0 5 2 - 8 4 2 - 4 6 9 4	
通常の事業の実施地域	名古屋市内（昭和区・瑞穂区・緑区・天白区担当）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活支援型訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. サービスの内容

- ①生活支援型訪問サービスとは、訪問介護員等があなたのご自宅を訪問し、自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活をする上で必要な手助けを行うものです。
- ②サービス提供に当っては、別に作成します「訪問サービス計画書」に沿って計画的に行います。ただし、原則として計画、契約にないサービスは行いません。
- ③サービスを提供した際には、訪問介護員等が持参する「履行確認書」等の書面に必要事項を記入してあなたの確認を受けます。

5. サービス提供時間帯

12月31日～1月3日を除く毎日 月曜日から日曜日まで 午前8時～午後6時

6. 利用料金

(1) 生活支援サービス利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は、名古屋市の介護予防・生活支援サービス事業の報酬に基づく金額です。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 交通費実費

原則としていただきません。

(3) キャンセル料

原則としていただきません。ただし、ご利用されないときは、前々日午後5時までにご連絡ください。

(4) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月6日（祝休日の場合は直後の平日）に、ご指定の金融機関の口座から自動引き落としをさせていただきます。

7. 緊急時の対応

急病等の場合は、主治医等へ連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当のいきいき支援センター（又は介護支援専門員）及び名古屋市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供に必要な備品（消耗品、材料、電気・ガス・水道等の器具）等は、利用者の所有する物を無償で使用させていただきます。

訪問介護員等が当事業所や関係機関に連絡する場合の電話や、トイレ等（訪問時間帯に限る）も無償で使用させていただきます。

- (2) 訪問介護員等および当事業所に次のようなことはしないでください。

- ①当事業所を通さず訪問介護員等個人と契約すること
- ②訪問介護員等、当事業所に対する利用料金以外の謝礼、金品の贈与
- ③訪問介護員等、当事業所に対する宗教、政治活動の勧誘、営業行為
- ④定められた以外のサービス提供の強要
- ⑤訪問介護員等に対するハラスメント行為（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント）

上記のような行為があったと確認できた場合、当事業所はサービス提供を一時中止または契約の解除を行うことがあります。

- (3) 訪問介護員等は以下の行為を禁止しております。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②ご利用者本人以外の家族に対するサービス提供
- ③来客接待、営業など身の回りの世話に属さないこと
- ④ご利用者もしくはその家族等に対する宗教、政治活動の勧誘、営業行為
- ⑤ご利用者本人もしくはその家族等への金品供与、借用
- ⑥ご利用者本人もしくはその家族等からの金品等の授受、貸与
- ⑦サービス提供時の飲酒、喫煙
- ⑧ご利用者本人もしくはその家族等へのハラスメント行為（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント）
- ⑨その他ご利用者もしくはその家族等に対する迷惑行為

上記のような行為があったと確認できた場合、当事業所は担当訪問介護員等を交替させる等必要な処置を講じます。

10. 虐待の防止について

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています。
- (4) 上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置いています。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 業務部	電話番号 052-842-4688 (月～金曜日 午前9時～午後5時) 090-8549-6935 (月～金曜日 午前8時～午前9時・午後5時～午後8時) (土・日・祝日 午前8時～午後8時)
担当支部	電話番号 052-842-4694 (月～金曜日 午前9時～午後5時)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	名古屋市役所介護保険課(栄分室)	電話番号 052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

12. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1

事業者名 名古屋市シルバー人材センター訪問介護事業所

代表者職・氏名 理事長 竹内 道夫 印

説明者職・氏名 _____

(署名又は記名押印)